

横植協会 28-19号

平成29年2月13日

## 横浜植物防疫協会からのお知らせ

各 位

横浜植物防疫協会

045-201-2378

お知らせ19号を送信します。

### 【輸入種子の2次検査の一部変更に係る植物防疫所からのお知らせについて】

輸入植物検疫制度の見直し（第4次改正）に係る植物防疫法施行規則が一部改正されたことに伴い、平成28年12月28日付けで「輸入種苗検疫要綱」が改正されました。この改正で2次検査対象の種子及び検査方法が変更された旨、別添のとおり植物防疫所から通知がありましたのでお知らせ致します。

なお、2次検査に必要な日数・時間につきましては、ブロッター検査・培養検査は対象となる病原菌又は対象植物・検査状況によって異なりますので植物防疫所にお尋ね下さい。ベルマン検査は、対象となる線虫検査のため24時間が必要となります。

以上